

流域治水基本方針(案)に対する主な意見と回答について

意 見	回 答
滋賀県の河川整備方針と、流域治水基本方針(案)との関係はどのように考えているか。(9回 WG)	滋賀県の河川整備方針は、河川法に定める河川整備基本方針に相当するもので、河川整備の基本計画を定めています。流域治水基本方針(案)は、法定計画を所与の条件として捉え、滋賀県の河川整備方針等で示された「川の中の対策」と並行して、重層的に「川の外の対策」を実施していく治水政策を示したものです。
市は、開発基準等に基づき適正な開発となるよう業務を遂行しているので、「無防備な開発」という表現に抵抗を感じる。表現を改めて欲しい。(9回 WG)	これまで行政は、時点時点の開発基準に基づき、適正な審査を実施してきました。しかしながら、様々な社会状況の変化を経て、なおかつ、リスクの予測技術が進展してきた現時点において、県内全域を見たときに、残念ながら「無防備」と理解せざるを得ない開発が散見されることも事実です。行政としては、社会状況の変化も踏まえつつ、新たに認識されたリスクを適切に考慮していく必要があると考えます。
県民が共有する水害リスク情報も存在しないと書かれているが、水防法に係る浸水情報はリスク情報ではないのか(9回 WG)	ご指摘のとおり、浸水想定区域図等は水害リスク情報のひとつです。ただし、主要河川からの氾濫に限定されていることや単一の発生確率での浸水に限定されており、内水も考慮した避難やまちづくりに適用するには必ずしも十分であったとは言えない状況にあります。
被害を最小限に止める工夫として、河畔林の有効性は実証されているか。(9回 WG)	河畔林(樹林帯・水害防備林)には、はん濫流の減勢効果を計画見込むレベルには至っておりませんが、いくつかの既往研究等で定量的に実証されてきています。また、河川法にも樹林帯を河川管理施設として位置づけができることが謳われています。
「地先の安全度」を活用したはん濫原での改変行為の影響の調査、減災対策は誰が行なうのか。実施主体を明確に。(9回 WG)	原則として、(必要な情報及び技術を有するため)影響の定量的な調査については県が行い、人命・財産の保護の観点から、必要に応じて県から事業主体(原因者)に最小限必要な緩和策を求めることを考えています。

意見	回答
<p>「床上浸水の頻発が想定される箇所においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止する。」とあるが、この条例により、市町の計画が制約を受け、独自の政策ができなくなるのは好ましくない。(9回WG)</p>	<p>この条例は市町のまちづくりに、過度に制約を課すものではありません。県は、都市計画を決定する責務を有することから、今回、水害リスクに関する情報が広範に得られたことを契機に、都市計画法第7条・同施行令第8条の主旨に則り、最低限必要な安全を確保したうえで市町が独自のまちづくりを進めることを求めるものです。</p>
<p>建築・土地利用制限にかかる施策に関しても広域的な治水対策の一環であるところから、滋賀県が主体的に実施することを明記していただきたい。(9回WG)</p>	<p>基礎自治体の範囲を超える広域的な水害リスクを基礎情報とした施策であることから、滋賀県が主体となるべきと考えております。現行法制度で定められる権限および地方分権の主旨などを踏まえつつ、可能な限りその方向で県条例を制定し、それに基づき実施していきたいと考えます。</p>
<p>滋賀県流域治水基本条例(仮称)が策定されれば、土地利用・建築規制が生じることとなり地権者等から「土地評価が意図的に落とされた」などの個人資産への侵害を云われた場合はどのような対応となるのか。(9回WG)</p>	<p>都市計画法の区域区分に関しては、都市計画法施行令第8条において都市計画基準が定められており、第2号口において、「溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域」は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域には含めないものとされています。</p> <p>流域治水基本条例(仮称)では、上記を踏まえた基準を明示するものであり、治水条例における「新たな規制」として制限を設けるものではないと考えています。また、適切な対策を講じることにより、市街化区域への編入もあり得ることから、現時点では補償的措置は考えていません。</p> <p>生命・身体や財産の保護と、私権制限とは、時には相反的な課題であることも事実です。したがって土地利用・建築の規制の具体的な態様に関しては、県民の理解と協力をいただき、社会的な価値観を適切に見極めながら検討していきたいと考えています。</p>
<p>「中小河川における洪水や土砂災害が多く発生している」と言い切れるのか。(10回WG)</p>	<p>全国的にみても集中豪雨やゲリラ豪雨により大河川よりも中小河川の災害が頻発していることは明らかです。例えば、社会資本整備審議会(総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)平成17年4月)などでも同様の指摘がなされています。</p>

意見	回答
<p>「これまで以上にきめ細やかな避難情報」とは何か。 (10回 WG)</p>	<p>外水の水位情報のみ注意していれば良い所、また、外水の水位上昇以前に内水が氾濫し、内水に着目しなければならない所など区別を行い、その特性に基づいた情報を取得し、適切に判断することが必要です。また、地域の生活様式(日中は郊外にでるサラリーマンが多いなど)や災害時要援護者の構成に応じて、水平避難か垂直避難か判断のための想定を行うことも求められます。</p>
<p>「床上浸水の頻発が想定される箇所」等は河川工事の実施により刻々と変化していくことが考えられるが、更新期間はどのように考えているのか。(10回 WG)</p>	<p>「地先の安全度」につきましては、5年を目安に更新していく予定です。</p>
<p>200年に1回以上の頻度で発生することが想定される個所を建築規制することについて、過去通達における、将来における災害発生の確実性 制限が必要最小限度の観点から妥当性に欠けるのではないか。(10回 WG)</p>	<p>学識者部会での議論を通じ、200年確率洪水は淀川本川の計画規模とされるなど河川砂防技術基準に定められたものであること、また、気候変動の影響から外力の増加はほぼ確実な状況であること、琵琶湖西岸断層地震(M7.8)と比して高頻度であること、さらには、人命の保護のみを規制の対象としていることから、妥当であると考えています。</p>
<p>「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価において「川の中の対策」の事業評価については、これまでの治水安全度の確保に関する考え方をはじめ、国が行う事業評価との関係等から川の外の対策と同様に取り扱えるものではないと考えます。(11回 WG)</p>	<p>ご指摘に基づき、「川の中の対策」の事業評価につきましては、県が実施する対策について既存の指標と併せ、「地先の安全度」を活用していく内容の表記に修正します。</p>